

ごみ分別チャート

スタート!



「収集しないごみ①・②」に該当しますか?

NO

- 収集しないごみ①
 - ・スプリングが入っているもので、短辺が1m50cmを超えるもの
 - ・最大の辺または径が2mを超えるもの
 - ・重量が80kgを超えるもの
 - ・体積が2m³を超えるもの
- 収集しないごみ②
 - ・テレビ
 - ・冷蔵庫・冷凍庫
 - ・洗濯機・衣類乾燥機
 - ・エアコン・パソコン



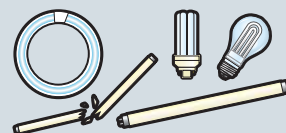
以下の①～⑧のいずれかに当てはまりますか?

- ①汚れていないペットボトル・缶・びん
(♻️ ♻️ ♻️ マークつき)
- ②汚れていない♻️マークつきの容器包装
(発泡スチロール・緩衝材・野菜や果物のネットを含む)
※エアゾール容器を除く
- ③汚れていない紙パック(♻️ マークつき)
- ④汚れていない段ボール
- ⑤汚れていない新聞(折込チラシ含む)
- ⑥汚れていない本・雑誌
- ⑦蛍光管・LED・水銀使用製品
- ⑧電池 (小型充電式電池を含む)

(その他)
廃タイヤ、プロパンガスボンベ、バッテリー、農薬・有害物質を含む薬品、スクーター等、除雪機などエンジンが付属するもの、消火器、灯油・エンジンオイルなどの廃油、注射器・針、ペットの死体、庭石・土砂・石、枕木、レンガ・ブロックコンクリート塊、アスファルト、事業活動により生じたもの



YES



資源物 (16P~21P)

- ①ペットボトル・缶・びん
(キャップとラベルははずして分別)
- ②プラスチック容器包装
- ③紙パック
- ④段ボール
- ⑤新聞(折込チラシ含む)
- ⑥雑誌・本
- ⑦蛍光管・LED・水銀使用製品
- ⑧電池 (小型充電式電池を含む)


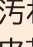
YES

収集しないごみ①・② (24P~27P)



ごみの種類はなんですか？

燃やせるごみ (5P~7P)

- 草・花・木・材木・木製品
- 紙類(汚れた紙パック・段ボール・新聞(折込チラシ含む)・雑誌・本を含む)
- マークがついていないプラスチック製品・ビニール製品
- 汚れたマークつきの容器包装・ペットボトル
- 皮革製品類・ゴム製品類
- 衣類・布類(長辺が2m以下のもの)
- 食用油・塗料(紙や布などに染み込ませる)
- 15cm以上の調理くず・残飯
- たばこ・生理用品・紙おむつ・ペットの砂・乾燥剤・保冷剤・薬・使用済み花火
- 卵の殻・貝殻・トウモロコシの皮・タケノコの皮

生ごみ (8P~9P)

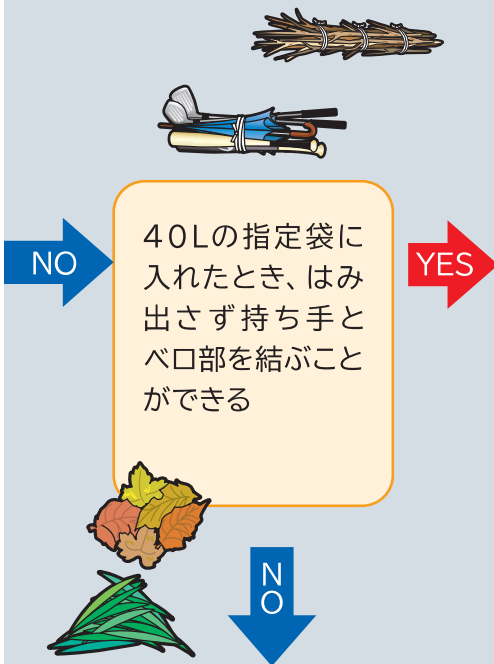
- 15cm未満の調理くず・残飯
(卵の殻・貝殻・トウモロコシの皮・タケノコの皮を除く)

燃やせないごみ (10P~11P)

- 金属類(汚れた缶、金属を含む複合素材等)
- 電気や電池で動くもの(ケーブルを含む)
※はずせる電池・バッテリーははずす
- 割れ物類(ガラス・陶磁器・汚れたびん・グロー球など)
- 刃物類
- 朱肉・朱漆製品・珪藻土製品
- 2mを超えるもの

キケンごみ (12P)

- 火が出る恐れがあるもの(スプレー缶・ガス缶・ライター・マッチ・未使用の花火・エアゾール容器など)



40Lの指定袋に入れたとき、はみ出さず持ち手とベロ部を結ぶことができる

以下の①~④
すべてに当てはまりますか？

- ①「燃やせないごみ」に該当する
- ②棒状のもの
- ③40Lの「燃やせないごみ袋」を使用し、全長の半分以上が袋に入っている
- ④袋の持ち手とベロ部を結んでいる

燃やせないごみ

(11P「燃やせないごみ」に該当する長物)

粗大ごみ
(13P~15P)